

## 喜多方市議会議長交際費支出基準

(趣旨)

第1条 公正で透明な議会の運営に資するため、議長が議会を代表して行う外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の支出基準について定める。

(支出先)

第2条 交際費の支出先となる個人又は団体等は、次のとおりとする。

- (1) 喜多方市の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 喜多方市勢の伸展に功績があったもの
- (3) 災害、事故等にあったもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか議長が特に必要と認めたもの

(支出区分等の基準)

第3条 交際費は前条に掲げるものとの交際において、別表に掲げる支出区分及び内容に応じ、支出することができるものとする。

2 支出額は、社会通念上妥当かつ必要最小限の額とする。

(基準の見直し)

第4条 交際費は、その支出内容や金額が常に社会通念に沿うとともに、市民感覚に合致したものととなるよう社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第5条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

支出区分	内 容	支出額			
会 費	懇親会、祝賀会、式典、総会等の参加に要する経費	会費相当額			
弔慰金	葬儀等における香典、盛籠、花輪等に要する経費	現市議会議員	本人	香典 10,000 円、盛籠、花輪	
			配偶者・子・父母	香典 5,000 円、盛籠	
			同居親族	香典 5,000 円	
		議員待遇者		香典 10,000 円、盛籠	
		元市議会議員		香典 5,000 円	
		市特別職	本人	香典 10,000 円、盛籠	
			配偶者・子・父母	香典 5,000 円	
		元市特別職		香典 5,000 円、盛籠	
		現職員 (課長以上及び事務局職員)		香典 5,000 円、盛籠	
		地元選出国会議員・県議会議員	本人	香典 10,000 円	
			配偶者・子・父母	香典 5,000 円	
	※香典が 5,000 円のものについて、「斎の使い」がある場合は、香典を 10,000 円とする。				
	慰霊祭等へのお供えに要する経費	その都度定める額			
見舞金	災害、事故等の見舞いに要する経費	その都度定める額			
その他	議長が特に支出する必要があると認める経費	その都度定める額			

喜多方市議会議長交際費支出に関する内規

(平成 31 年 4 月 1 日)

- (1) 議長とともに、一般議員にも案内があった場合の会費は、議長のみ交際費から支出するものとする。
- (2) 議長とともに、副議長若しくは各常任委員長又はその両方にも案内があった場合の会費は、議長の判断により、交際費から支出できるものとする。
- (3) 議長とともに、副議長、各常任委員長、議会運営委員長にも案内があった場合の会費は、その規模や内容をふまえ、議長の判断により、交際費から支出できるものとする。

喜多方市議会関係弔事に関する内規

(平成 31 年 4 月 1 日)

(1) 訃報の知らせ、弔電、弔辞の取扱いは次のとおりとする。

区 分		項 目			備 考 (喜多方市議会議長 交際費支出基準)		
		知らせ	弔電	弔辞	香典	盛籠	花輪
現市議会議員	本人	現市議会議員、 同期議員、庁内	○	○	10,000 円	○	○
	配偶者・子・父母	現市議会議員、 庁内	○	—	5,000 円	○	—
	同居親族	—	○	—	5,000 円	—	—
議員待遇者		同期議員	○	○	10,000 円	○	—
元市議会議員		同期議員	○	—	5,000 円	—	—
市特別職	本人	現市議会議員	○	—	10,000 円	○	—
	配偶者・子・父母	—	○	—	5,000 円	—	—
元市特別職		現市議会議員	○	—	5,000 円	○	—
現職員	課長以上及び 事務局職員	現市議会議員	○	—	5,000 円	○	—
	配偶者・子・父母	正副議長	○	—	—	—	—
地元選出議員	本人	—	○	—	10,000 円	—	—
	配偶者・子・父母	—	○	—	5,000 円	—	—

(2) 議長交際費より支出する項目についての名入れは次のとおりとする。

- ①香典「喜多方市議会議長」
- ②盛籠「喜多方市議会議長」
- ③花輪「喜多方市議会」

(3) 元市議会議員の弔事において、弔問及び告別式参列は、議長の判断により、地元議員に代理を依頼することも可とする。